

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 楽家 運営規程

社会福祉法人 向陽会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人向陽会が設置運営する指定小規模多機能居宅介護事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、介護支援専門員、介護従事者の職員が利用者の社会的孤独感の解消および心身機能の維持向上、並びに利用者の家族の身体的或いは精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適切な（介護予防）小規模多機能居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する（介護予防）小規模多機能居宅介護は、介護保険並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業所の職員は、要介護者について、その者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行う事により、その有する能力に応じその者の居宅において自立した日常生活を営むことができるよう努める。
- 3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気の中、利用者が楽しく過ごせる様、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- 4 本事業の運営にあたっては、地域交流を図るために地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力に努める。
- 5 本事業の運営にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする
- 7 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ② 名 称 楽家

③ 所在地 福井市上野本町1丁目3912番地

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者1名

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 介護支援専門員1名

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する地域の保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業所及び関係市町村との連絡・調整を行う。また、利用者その家族に対して、相談助言にあたる。

③ 看護職員1名

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な処置を行う。

④ 介護職員10名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

また、宿泊サービスを提供する営業日には、夜勤者及び宿直者1名以上、その他の営業日には宿直者1名以上配置し、夜間における利用者の支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間を次のとおりとする。

① 営業日は、 365日営業とする。

② 営業時間 通いサービス 6:00～21:00までとする。

訪問サービス 24時間体制

宿泊サービス 21:00～6:00とする。

③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第7条 利用登録者25名、通いの定員は15名、泊まりの定員は一日あたり7名とする。(指定障害福祉サービス事業の共生型生活介護の利用を含む)

(利用手続き等)

第8条 事業所は、(介護予防)小規模多機能居宅介護の提供に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得る。

第9条 事業所は、サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。さらに、認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行う。

(事業内容)

第10条 指定(介護予防)小規模多機能居宅介護の業務内容は次のとおりとする。

- ① (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成
- ② (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供、管理及び評価
- ③ 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ④ 必要に応じての送迎
- ⑤ 利用者宅へ訪問し必要な介護を行う
- ⑥ 事業所に宿泊し必要な介護を行う
- ⑦ 相談、援助等の生活指導

(利用料その他費用)

第11条 本事業が提供する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- | | |
|--|----------------------|
| ① おむつ代 | 実費 |
| ② 食費代 | 朝食450円 昼食500円 夕食550円 |
| ③ おやつ代 | 50円/回 |
| ④ 宿泊代 | 1,300円(部屋代・水道光熱費含む) |
| ⑤ 洗濯代 | 400円(1回) |
| ⑥ 口座振替手数料 | |
| ⑦ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 | 実費 |

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には事前に重要事項説明書においてサービスの内容や費用に関して十分な説明を行った上で利用者の同意を得て、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は福井市とする。

(サービスに当たっての留意事項)

第13条 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意する。

- ① 事業所の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと。
- ② 暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないこと。
- ③ 火災防止に努め、管理上支障のあるものを持ち込まないこと。
- ④ サービスの内容について苦情、相談及び意見がある時は、いつでも申し

出ること。

⑤ サービス内容について事実と相違することを言いふらしてはならない。

⑥ その他管理者が管理上支障があると認めた事項。

(秘密保持)

第14条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を
らしてはならない。さらに職員であつた者が、正当な理由なくその業務上知り
得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(利益供与等の禁止)

第15条 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員に対し、当該事
業所を紹介することの対償として金品その他財産上の利益を供与してはなら
ない。

2 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員から、当事業所
から利用変更する旨を紹介することの対償として金品その他財産上の利益を
收受してはならない。

(苦情処理)

第16条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、
担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説
明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場
合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の
措置を講じるものとする

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う
ことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果につい
て従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等
高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場
合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や

むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(衛生管理)

第20条 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供するのに必要な設備、備品の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応策)

第21条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第22条 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

2 非常時に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、非難訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(勤務体制の確保)

第24条 事業所は、利用者に対し、適切な介護サービスを提供するため、職員等の勤務体制を定め、サービス提供は当該職員によって行う。

- 2 全ての小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 職員別研修 随時

（記録の整備）

第25条 事業所は、本事業を行うために必要な小規模多機能型居宅介護サービス計画等の個別記録、苦情、事故の記録、その他必要な記録を整備しサービス終了後も2年間保存する。

（市町村・国保連からの指導、助言）

第26条 市町村または国保連からの指導、助言があった時には、速やかに改善を行い、求めに応じて内容の報告を行う。

（その他の運営に関する事項）

第27条 事業所は見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料その他サービス内容に関する事項を提示しておく。

- 2 地域住民やその自発的な活動等との連携、協力を行うなど地域との交流に努める。
- 3 事業所は、適切な指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は本事業の会計とその他の事業の会計を区分する。
- 5 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人向陽会と、事業所管理者が協議して定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

(別紙)

第10条第1項第2号の食事(昼食)等の算出根拠は、次のとおりである。

(食事代)

食材料費：主食	50円
主菜	150円
副菜(2種)	100円
汁物	30円
香の物	20円
<u>その他(調味料、光熱費、人件費等)</u>	<u>150円</u>
合計	500円

(おやつ代)

食材料費	50円
------	-----

(オムツ代)

実費

(宿泊代)

部屋代光水道熱費含む	1,300円
------------	--------

(洗濯代)

1回	400円
----	------